

石川県公報

平成 24 年 4 月 13 日 (金曜日)

号 外

(第 32 号)

目 次

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則
(税 務 課) 1

訓 令

石川県税事務取扱規程の一部改正 (税 務 課) 23

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条の二」に、「第四十条」を「第四十条の二」に改める。

第三条第一号中「**県**たばこ税及び固定資産税」を削り、同条第二号中「自動車取得税及び自動車税」を「**県**たばこ税、自動車取得税、自動車税及び固定資産税」に改め、同号二中「徴収」を「法第十五条に規定する徴収」に改め、「及び換価の猶予」を削り、同号ホを同号くとし、同号二の次に次のように加える。

ホ 滞納処分に関する事項

第三条に次の一号を加える。

五 条例第四十九条第三項に規定する徴収取扱費の交付に関する事項

第五条第一項第四号中「**県**総合事務所総務企画部税務課」を「**県**中能登総合事務所総務企画部税務課、**県**奥能登総合事務所総務企画部納税課」に改める。

第二十二條第二項中「(附則第十一条の三第三項及び第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「第七十八条の四第九項」を「第七十八条の四第四項」に、「第七十八条の六第四項、第七十八条の七第五項及び第七十八条の八第四項」を「及び第七十八条の六第四項」に改める。

第二十三條の三中「条例第二十七条の二」を「法第二十条の九の三第四項」に、「通知書の様式」を「更正をすべき理由がない旨の通知」に改め、「第二十三号の様式による」の下に「更正をすべき理由がない旨の通知書によつてする」を加える。

第三十二條中「第五十三條第四十七項」を「第五十三條第四十六項」に改める。

第三十三條中「第五十三條第四十八項」を「第五十三條第四十七項」に改める。

第二章第二節中第三十七條の前に次の一條を加える。

(医療法人等に係る所得の計算)

第三十六條の二 医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(以下この条において「医療法人等」という。)が行つ、条例第五十七條に規定する事業税の課税標準となる所得の計算は、第三十四号の様式による医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)によつて行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない。ただし、当該医療法人等が租税特別措置法第六十七条第一項の適用を受ける場合においては、この限りでない。

2 医療法人等が事業税の課税標準となる所得の計算上益金の額又は個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)及び損金の額又は個別帰属損金額(法人税法第八十一条の十八第一項に

規定する個別帰属損金額をいづ。)に算入されない部分をその他の部分と区別して経理していないときにおける当該事業税の課税標準となる所得の計算は、前項本文の規定にかかわらず、第三十四号の三様式による医療法人等に係る所得金額の計算書(所得配分方式)によつて行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない。

第三十九条中「第七十二条の四十九第七項又は第十一項」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第十二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(法人の設立等の届出の様式)

第三十九条の二 条例第六十二条の規定による届出は、第三十五号の三様式によつてしなければならない。

第二章第二節中第四十条の次に次の一条を加える。

(社会保険診療等に係る所得の計算)

第四十条の二 個人の行う事業に対する条例第六十三条の二に規定する事業税の課税標準となる所得の計算は、第三十六号の四様式による社会保険診療等に係る所得の明細書によつて行い、これを当該事業税の申告書と併せて、知事に提出しなければならない。

第四十三条の三第二項中「当該施設の経営者」を「第三十八号の四様式によるゴルフ場利用税等級決定通知書により当該施設の経営者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(ゴルフ場利用税の非課税の適用に係る申請等)

第四十三条の四 法第七十五条の二、法第七十五条の三又は条例第八十九条第三項の規定の適用を受けようとする者は、第三十八号の五様式によるゴルフ場利用税非課税・課税免除適用申請書を知事に提出するものとする。

2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第七十五条の三又は条例第八十九条第三項の規定の適用を受けようとする者から第一項の規定によつて適用の申請があつた場合においては、第三十八号の六様式によるゴルフ場利用税の非課税・課税免除適用競技会開催等届出書を所管県総合事務所長に提出しなければならない。

(ゴルフ場利用税の課税の特例に係る届出)

第四十三条の五 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、条例第八十九条第一項第一号又は第三号の規定の適用を受けようとする者を確認した場合においては、第三十八号の七様式によるゴルフ場利用税の軽減税率適用届出書を所管県総合事務所長に提出しなければならない。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者登録申請書等の様式)

第四十四条の二 条例第九十二条第一項の規定による申請は、第三十八号の八様式によるゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書によつてしなければならない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場の休業及び再開届の様式)

第四十六条の二 条例第九十六条第一項又は第二項の規定による届は、第四十一号の三様式によるゴルフ場(休業・再開・廃業)届によつてする。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第六十九条の二第二項中「第六十八号の二様式」の下に「又は第六十八号の三様式」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第百四十一条第五項」を「第百四十一条第七項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十九条の三を削る。

附則第三項の前に見出しとして「(不動産取得税徴収猶予申請書等の様式)」を付する。

附則第四項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第二十六項」に改める。

附則第五項中「条例附則第十一条の三第二項」を「法附則第十一条の四第二項」に、「条例第七十六条第二項」を「法附則第七十二条の二十五第二項」に改める。

附則第六項を次のように改める。

(法人の県民税等の賦課徴収に関する所管区域等の特例除外)

6 条例附則第十九条に規定する規則で定める事項は、法人の県民税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割、法人の事業税、軽油引取税、鉱区税及び狩猟税の賦課徴収(軽油引取税については、特別徴収義務者に係る賦課徴収に限る。)に関する次に掲げる事項とする。

一 法第十三条の二第三項後段に規定する繰上徴収の納期限の変更の告知に関する事項

- 一 督促状の発付に関する事項
- 二 法第十三条の二第三項に規定する繰上徴収の告知後の徴収及び督促状発付後の徴収に関する事項
- 四 法第十五条に規定する徴収の猶予及び換価の猶予に関する事項
- 五 滞納処分に関する事項
- 六 延滞金の減免に関する事項

附則第七項を次のように改める。

(個人の県民税等の賦課徴収に関する所管区域等の特例除外)

7 条例附則第十九条の二に規定する規則で定める事項は、個人の県民税、個人の事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課徴収(軽油引取税については、特別徴収義務者に係る賦課徴収を除く。)に関する次に掲げる事項とする。

- 一 法第十三条の二第三項後段に規定する繰上徴収の納期限の変更の告知に関する事項
- 二 督促状の発付に関する事項
- 三 法第十三条の二第三項に規定する繰上徴収の告知後の徴収及び督促状発付後の徴収に関する事項
- 四 法第十五条に規定する徴収の猶予及び換価の猶予に関する事項
- 五 滞納処分に関する事項
- 六 延滞金の減免に関する事項

別記第三号様式中「親」を「謙」に改め、同様式備考2中「第18条第6号の助成金」を「第49条第1項第6号の助成金」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式を削る。

石川県税条例施行規則様式目次中

「第十九号の三様式(その四)	不動産取得税徴収猶予申告書(市街地再開業組合関係)	第二十条	
第十九号の三様式(その五)	不動産取得税徴収猶予申告書(事業協同組合等関係)	第二十条	
第十九号の三様式(その六)	不動産取得税徴収猶予申告書(農地保有合理化促進事業関係)	第二十条	を
第十九号の三様式(その七)	不動産取得税徴収猶予申告書(土地改良区等関係)	第二十条	
第十九号の三様式(その八)	不動産取得税徴収猶予申告書(外国人留学生用寄宿舎関係)	第二十条	」
「第十九号の三様式(その四)	不動産取得税徴収猶予申告書(再開発会社関係)	第二十条	
第十九号の三様式(その五)	不動産取得税徴収猶予申告書(事業協同組合等関係)	第二十条	に、
第十九号の三様式(その六)	不動産取得税徴収猶予申告書(土地改良区関係)	第二十条	」
「第三十四号様式	法人税額等通知書	第三十五条	」を
「第三十四号様式	法人税額等通知書	第三十五条	
第三十四号の二様式	医療法人等に係る所得金額の計算書(経費配分方式)	第三十六条の二	に、
第三十四号の三様式	医療法人等に係る所得金額の計算書(所得配分方式)	第三十六条の二	
「第三十五号の二様式	申告期限延長承認 ^{取消} 変更通知書	第三十七条の三	」を
「第三十五号の二様式	申告期限延長承認 ^{取消} 変更通知書	第三十七条の三	」
第三十五号の三様式(その一)	法人の設立(支店・出張所等の設定)・廃止届	第三十九条の二	に、
第三十五号の三様式(その二)	法人の異動届	第三十九条の二	
第三十五号の三様式(その三)	法人の解散(清算)・合併届	第三十九条の二	
第三十五号の三様式(その四)	法人税に係る連結納税の承認等の届出書	第三十九条の二	」
「第三十六号の三様式	災害による個人事業税の減免申請書	第四十条	」を
「第三十六号の三様式	災害による個人事業税の減免申請書	第四十条	
第三十六号の四様式	社会保険診療等に係る所得の明細書	第四十条の二	」に、
「第三十八号の三様式	ゴルフ場利用税等級決定(取消)通知書	第四十三条の三	」を

「第三十八号の三様式	ゴルフ場利用税等級決定(取消)通知書	第四十三条の三
第三十八号の四様式	ゴルフ場利用税等級決定通知書	第四十三条の三
第三十八号の五様式	ゴルフ場利用税非課税・課税免除適用申請書	第四十三条の四
第三十八号の六様式	ゴルフ場利用税の非課税・課税免除適用競技会開催等届出書	第四十三条の四 に、
第三十八号の七様式	ゴルフ場利用税の軽減税率適用届出書	第四十三条の五
第三十八号の八様式(その一)	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書	第四十四条の二
第三十八号の八様式(その二)	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書	第四十四条の二
「第三十九号様式(その二)から第四十一号様式(その一)まで	削除	を
第四十一号様式	ゴルフ場利用税納入申告書	第四十六条」
「第四十号様式	削除	
第四十一号様式	ゴルフ場利用税納入申告書	第四十六条 に改
第四十一号の二様式	ゴルフ場(休業・再開・廃業)届	第四十六条の二」

める。

第五号様式(その十) 母

区 分		課税標準額 ㉞	税率 ㉟	税額から減額する額 ㉡	納付すべき税額 ㉞×㉟-㉡=㉢
土地・家屋	更正額	円		円	円
	賦課済額				
	差引不足額				

区 分		課税標準額 ㉞円	税率 ㉟	税額から減額する額 ㉡円	納付すべき税額 ㉞×㉟-㉡=㉢円
更正後	土地			円	円
	家屋				
	税額				
更正後	土地				
	家屋				
	税額				
共同取得者					

める。

第六号様式(その一)を次のように改める。

第 7 号 様 式 (その 1)

年 月 日

様

石 川 県 事 務 所 長

法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 更 正 決 定 加 算 金 決 定 通 知 書
法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 の 課 税 標 準 額 税 額 加 算 金 を 次 の と お り 更 正 決 定 し た の で 、 通 知 し ま す 。

Main tax calculation table with columns for '法人事業税及び地方法人特別税' and '法人県民税'. It includes sub-sections for '更正・決定' and '更正前' with various tax items and amounts.

Summary table for '法人事業税及び地方法人特別税の加算金' and '指定納期限' (Payment deadline) with fields for '区 分', '基礎となる税額', '加算金額', and '年 月 日'.

備考 (Remarks) section for additional information.

納付場所 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は石川県内の県総合(県税)事務所
1 この更正(決定)は、地方税法第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2、第72条の46、第72条の47若しくは第72条の49又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条若しくは第15条の規定によつて更正(決定)したものですから、納付すべき金額を指定納期限までに納付してください。
2 この更正(決定)について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
3 処分の取消しの訴へは、上記審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に係る判決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴へを提起することができます。
4 この通知書により納付すべき税額に、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間(延滞金の控除期間がある場合には、その期間を除く。)の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した額の延滞金を加算して徴収します。この場合において、延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金の額を計算し、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
5 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、納期限の延長が認められている場合には、この通知書により納付すべき税額に、事業年度終了の日後2月を経過した日から延長された納期限までの期間の日数に応じ、年パーセントの割合を乗じて計算した額と4により計算した端数計算前の額との合計額の延滞金を加算して徴収します。この場合における端数計算は、4の場合と同様です。

第34号様式

法 人 税 額 等 通 知 書

第 年 月 日 号

市町長 様

石川県

事務所長 印

下記のとおり通知します。

法人 番号	法源 番号	法人名	連絡先所在地	事業年度	課税所得	(使途秘匿金額等) 法人 税 額	法 人 税 処理年月日	重加対応所得	摘 要
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		
				..から ..まで		()	..		

第三十四号様式の次に次の二様式を加える。

第34号の2様式

医療法人等に係る所得金額の計算書 (経費配分方式)

(その1)

事業 . . . から
年度 . . . まで

法人名

総所得金額 (第6号様式別表5再仮計)		(1)	
計算の基礎とする収入金額	社会保険診療に係る収入金額 [ア]	(2)	
	医療保健業の総収入金額 [エ]	(3)	
経費の額の内訳	社会保険診療に係る専属経費 [オ]	(4)	
	社会保険診療以外に係る専属経費 [カ]	(5)	
	共通経費 [キ]	(6)	
社会保険診療に係る所得の計算	社会保険診療に係る経費の額 [(4)+(6)×(2)/(3)]	(7)	
	社会保険診療に係る所得金額 [(2)-(7)]	(8)	
課税所得金額の計算	当期分の所得金額 [(1)-(8)]	(9)	
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	(10)	
	課税標準となる所得金額 [(9)-(10)]	(11)	

計算の基礎とする収入金額の計算

社会保険診療に係る収入金額	健康保険法	円	医療保健業に係るその他の収入金額	労働者災害補償保険法	円
	国民健康保険法			介護保険法	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自費診療収入	
	船員保険法			入院料、ベッド代差額収入	
	国家公務員共済組合法			健康診断、予防注射等受託医療収入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律			その他の医療収入	
	地方公務員等共済組合法			利子補給金・事務取扱手数料等	
	私立学校教職員共済法			患者、付添人食事代収入	
	戦傷病者特別援護法			健康診断等証明収入	
	母子保健法			受託技工、検査料等収入	
	児童福祉法			嘱託収入	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子等及び配当等収入	
	生活保護法			電話、電気、ガス、テレビ、寝具等使用料収入	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			生産品販売・不用品売却収入	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
	麻薬及び向精神薬取締法				
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				
介護保険法		法人税別表四			
障害者自立支援法		計 (イ)			
法人税別表四					
計 (上記の(2)欄へ) (ア)					
その他の収入に含めない収入金額・その他の事業の収入金額			その他の事業の収入金額	商品販売収入	
				物品・資産貸付収入	
			〔軽微なものとして医療保険業の収入金額に含めるもののみ記載〕	法人税別表四	
	法人税別表四			計 (ウ)	
計		医療保健業の総収入金額 (ア)+(イ)+(ウ) (上記の(3)欄へ)			

第34号の2様式

医療法人等に係る所得金額の計算書 (経費配分方式)

(その2)

医療保健業に係る経費の明細

事業 . . . から
年度 . . . まで

法人名	
-----	--

区 分	金 額	区 分	金 額		
	円		円		
社会保険診療に係る専属経費		共			
法人税別表四					
計 (本表の(4)欄へ) (オ)					
社会保険診療以外に係る専属経費・その他の事業に係る経費 (軽微なもの以外)		通			
	法人税別表四				
	計 (本表の(5)欄へ) (カ)				
		費			
法人税別表四					
計 (本表の(6)欄へ) (キ)					

第34号の3様式

医療法人等に係る所得金額の計算書 (所得配分方式)

(その1)

事業 . . . から
年度 . . . まで

法人名

総所得金額		(第6号様式別表5再仮計)	(1)
医療保健業とその他の事業とを併せて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分	医療保健業の所得金額	[(1)-(3)-(4)]	(2)
	その他の事業の所得金額		(3)
	土地譲渡益等		(4)
社会保険診療に係る所得の計算	計算の基礎とする収入金額	社会保険診療に係る収入金額 [(ア)]	(5)
		医療保健業の総収入金額 [(イ)]	(6)
		社会保険診療に係る所得金額 [(1) × (5) / (6) 又は (2) × (5) / (6)]	(7)
課税所得金額の計算	当期分の所得金額	[(1)-(7)]	(8)
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額		(9)
	課税標準となる所得金額	[(8)-(9)]	(10)

計算の基礎とする収入金額の計算

社会保険診療に係る収入金額	健康保険法	円	医療保健業に係るその他の収入金額	労働者災害補償保険法	円
	国民健康保険法			介護保険法	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自費診療収入	
	船員保険法			入院料、ベッド代差額収入	
	国家公務員共済組合法			健康診断、予防注射等受託医療収入	
	防衛省の職員の給与等に関する法律			その他の医療収入	
	地方公務員等共済組合法			利子補給金・事務取扱手数料等	
	私立学校教職員共済法			患者、付添人食事代収入	
	戦傷病者特別援護法			健康診断等証明収入	
	母子保健法			受託技工、検査料等収入	
	児童福祉法			嘱託収入	
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			利子等及び配当等収入	
	生活保護法			電話、電気、ガス、テレビ、寝具等使用料収入	
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律			生産品販売・不用品売却収入	
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
	麻薬及び向精神薬取締法				
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				
	介護保険法				
障害者自立支援法					
法人税別表四		法人税別表四			
計(上記の(5)欄へ) (ア)		計 (イ)			
その他の収入に含めない収入金額・その他の事業の収入金額			その他の事業の収入金額 <small>(軽微なものとして医療保険業の収入金額に含めるもののみ記載)</small>	商品販売収入	
				物品・資産貸付収入	
	法人税別表四			法人税別表四	
	計			計 (ウ)	
	計		医療保健業の総収入金額 (ア)+(イ)+(ウ) (上記の(6)欄へ)		

石川県の法人の設立(支店・出張所等の設置)・廃止届
第35号の3様式(その1)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付 印 </div>	処理 事項	入力処理年月日 . . .	
		法 人 番 号	
法人の設立 (支店・出張所等の設置) ・廃止届			
石川県 事務所長 様	年 月 日	本 店 所 在 地	〒 電話 () -
		ふりがな	
		法 人 名	
		代 表 者 氏 名 印	
		送 付 先	〒 電話 () -
石川県税条例第62条により、次のとおり届けます。			
届出の区分 (いずれかに)	1. 設立 2. 支店・出張所等の設置 3. 支店・出張所等の廃止		
本店に関すること		支店・出張所等に関すること	
設 立 年 月 日 年 月 日	資 本 金 の 額 又は出資金の額 円	設 置 (廃 止) 年 月 日	年 月 日
資 本 金 等 の 額 円		名 称	
事 業 年 度 年 回 月 日から 月 日まで 月 日から 月 日まで		所 在 地 電話 () -	
		石川県内の他の支店等の有無 (「届出の区分」が廃止の場合のみ記載) 有 ・ 無	
地方税の申告 期限の延長の 処分(承認)の 有 無	事業 税 有・無 住民 税 有・無	. . . の事業年度から 月間 . . . の事業年度から 月間	事 業 の 種 類
事務所・事業所 の 設 置 状 況 (いずれかに)	1. 石川県のみ 2. 2の都道府県にまたがる 3. 3以上の都道府県にまたがる		摘 要

及 び 関 与 税 理 士 氏 名 連 絡 先

(局 番)

- 備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。
- 2 「送付先」の欄は、本店所在地を送付先とする場合は記載の必要はありません。
- 3 「地方税の申告期限の延長の処分(承認)の有無」の欄は、新たに支店等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項等の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けているときに、「有」を
で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。
なお、「有」を で囲まれた場合は、本店所在地の知事に提出した届出書(申請書)の写しを添付くださ
るようお願いいたします。(石川県に本店のある法人は添付不要です。)
- 4 定款及び登記事項証明書の写しを添付してください。

第35号の3様式 (その2)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付 印 </div>		処理 事項	入力処理年月日 法人番号	・ ・	
	法 人 の 異 動 届				
年 月 日	本 店 所 在 地	〒			
		電話 () -			
	石川県 事務所長 様	法 人 名			
		代 表 者 氏 名 印			
次のとおり異動があったので石川県税条例第62条により届けます。					
区 分	移転 (変更) 年月日	新	旧		
ふりがな					
法人の名称	・ ・				
本店の所在地	・ ・				
支店・出張所等の所在地	・ ・				
代 表 者	・ ・				
事業年度	・ ・	(月 日から 月 日まで (月 日から 月 日まで	(月 日から 月 日まで (月 日から 月 日まで		
資本金の額 又は出資金の額	・ ・				
資本金等の額	・ ・				
事務所・事業所の設置状況	・ ・	1. 本県のみ 2. 2の都道府県にまたがる 3. 3以上の都道府県にまたがる	1. 本県のみ 2. 2の都道府県にまたがる 3. 3以上の都道府県にまたがる		
送 付 先	・ ・				
そ の 他	・ ・				
摘 要					

関 与
及 び
連 絡
士 氏 名
先

()
局
番

- 備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。
- 2 「事務所・事業所の設置状況」欄は、該当する箇所を で囲んでください。
- 3 異動事項を証する書類 (登記事項証明書の写し等) を添付してください。

第35号の3様式 (その3)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付 印 </div>	処理 事項	入力処理年月日 . .	
	法 人 番 号		
法 人 の 解 散 (清 算) ・ 合 併 届			
年 月 日	法 人 の 所 在 地	〒 電 話 () -	
石川県 事務所長 様	ふ り が な		
	法 人 名		
	代表者 (清算 人) 氏名印		
石川県税条例第62条により、次のとおり届けます。			
届出の区分 (いずれかに)	1. 解 散	2. 清 算	3. 合 併
解散 (清算) に関すること		合併に関すること	
解 散 (清 算) 年 月 日	年 月 日	合 併 年 月 日	年 月 日
清 算 人	住 所	合 併 法 人	所 在 地
	氏 名		名 称
	電 話 番 号		電 話 番 号
解散理由 (清算の場合は記載不要)		被 合 併 法 人	所 在 地
			名 称
添 付 書 類	登記事項証明書 (写し)	添 付 書 類	定款 (写し) 登記事項証明書 (写し) 合併契約書 (写し)
関与税理士氏名 及 び 連 絡 先	() 局 番		

- 備考 1 「処理事項」の欄は、記載しないでください。
- 2 解散又は清算の場合は登記事項証明書の写しを、合併の場合は定款、登記事項証明書及び合併契約書の写しを添付してください。

第36号の4様式

年所得分社会保険診療等に係る所得の明細書

年 月 日

石川県 事務所長 様

住 所

氏 名

職 種

電話番号

生年月日

印

所得税の確定申告書の区分等

申告書の区分	1 青色申告	租税特別措置法 第26条適用の有 無	1 適 用	関与税理士の住 所・氏名・電話 番号	() 局
	2 白色申告		2 不適用		

(注) 医業又は歯科医業の方は、該当する番号を で囲んでください。

所得等の明細書

区 分	年 所得分	A の 内 訳		概 要
		A	B	
収入金額	ア 円	エ	キ (ア - エ)	
必要経費	イ	オ	ク	前年事業税額 円
差引所得	ウ (ア - イ)	カ (エ - オ)	ケ (キ - ク)	

(注) 1 本人が自署する場合は、押印を省略することができます。

2 租税特別措置法第26条の適用を受けない方は、「ク」欄の金額を求めるために用いた平均換算率の基礎となった数値を次の算式の () に記入してください。

$$\frac{\text{社会保険診療等以外の処置等を社会保険診療等によるものとした場合の請求額 () 円}}{\text{社会保険診療等以外の処置等による請求額 () 円}} = \text{平均換算率 (0.) (小数点以下第3位まで)}$$

紙川十八町の川縣の冬に冬の天候を知らせる。

第38号の4様式

特別徴収義務者 住所又は所在地 氏名又は名称	第 号 年 月 日	
様	石川県 事務所長 印	
ゴルフ場利用税等級決定通知書		
次のとおりゴルフ場の等級を決定しましたので、石川県税条例施行規則第43条の3第2項の規定により通知します。		
ゴ ル フ 場	所 在 地	(電話 - -)
	名 称 又 は 屋 号	
決 定 し た 等 級	級	税 率
		1人1日につき 円
適 用 年 月 日	年 月 日から適用する。	
備 考		

備考 1 この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に係る判決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、

審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第38号の5様式

ゴルフ場利用税非課税・課税免除適用申請書

石川県知事 様

ゴルフ場利用税の非課税・課税免除の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 ゴ ル フ 場 名			
利 用 年 月 日	年 月 日		
住 所		区	メンバー
氏 名		分	ビジター
生 年 月 日	大・昭・平 年 月 日生		
非 課 税 等 適 用 区 分	70歳以上 教育活動等	18歳未満 国民体育大会	障害者等 スポーツマスターズ等
証 明 書 の 種 類	運転免許証 障害者手帳等 その他 (学生証 学校長の証明	職員証 パスポート 教育委員会の証明)
備 考			

- 備考 1 該当する の中にレ点を付けてください。
- 2 70歳以上、18歳未満及び障害者等の方は、この申請書を、利用するゴルフ場が最初の利用である場合にゴルフ場に提出してください。また、受付の際に非課税利用に該当することを証明する証明書をゴルフ場に提示してください。
- 3 教育活動等、国民体育大会、スポーツマスターズ等の利用の場合は、利用の都度この申請書を提出してください。その際には、受付に非課税・課税免除利用に該当することを証明する証明書をゴルフ場に提出してください。
- 4 この申請書を提出しない場合、2又は3の証明書を提示又は提出しない場合は、非課税・課税免除の適用を受けられない場合があります。

第38号の6様式

ゴルフ場利用税の非課税・課税免除適用競技会開催等届出書		
石川県 事務所長 様	年 月 日	
特別徴収義務者 所在地 名 称		
次のとおり届出します。		
ゴ ル フ 場	所 在 地	(電話 - -)
	名 称 又 は 屋 号	
	特 別 徴 収 義 務 者 名	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
予 定 人 員	人	
理 由		
摘 要		

備考 この届出書は、国体・スポーツマスターズ等、ゴルフ場会場周年記念における招待、従業員の福利厚生のための利用、プロゴルフトーナメント等を実施する場合に、予め提出すること。

第38号の7様式

ゴルフ場利用税の軽減税率適用届出書							
石川県 事務所長 様						年 月 日	
特別徴収義務者 所在地 名 称 印							
次のとおり届出します。							
ゴルフ場	所 在 地			(電話 - -)			
	名 称 又 は 屋 号						
利用料金	区 分	通 常 の 料 金			軽 減 後 の 料 金		
		平 日	土 曜 日	日 曜 ・ (祝 休) 日	平 日	土 曜 日	日 曜 ・ (祝 休) 日
	65 歳 以 上 70 歳 未 満						
	早 朝						
薄 暮							
適 用 期 間	65 歳 以 上 70 歳 未 満		年 月 日 から			年 月 日 まで	
	早 朝		年 月 日 から (利 用 開 始 時 間			年 月 日 まで 時 分 以 前)	
	薄 暮		年 月 日 から (利 用 開 始 時 間			年 月 日 まで 時 分 以 後)	
摘 要							

備考 利用料金欄には、ピジターの料金（利用者が任意に支払う料金は含まれない。）を記入すること。

第38号の8様式 (その1)

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書							
石川県 事務所長 様						年 月 日	
特別徴収義務者 所在地 名 称 ㊟							
次のとおり申請します。							
ゴルフ場	所 在 地			(電話 - -)			
	名 称 又 は 屋 号						
営 業 開 始 年 月 日			年 月 日				
利 用 料 金	料 金 区 分		グリーンフィー				
	平 日						
	土 曜 日						
	日 曜 ・ (祝 休) 日						
施 設 の 概 要	ホール数	ホール		コ ー ス 総 延 長		ヤード*	
	面 積	m ²		クラブハウス面積		m ²	
	そ の 他						
摘 要							

備考 施設概要が分かるパンフレット等と料金表を添付してください。

第38号の8様式 (その2)

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録 (変更) 申請書

石川県 事務所長 様

年 月 日

特別徴収義務者
所在地
名 称



次のとおり申請します。

ゴ ル フ 場	所 在 地						(電話 - -)
	名 称 又 は 屋 号						
変 更 年 月 日		年 月 日					
変 更 事 用 料 金 項 目	変 更 項 目	新			旧		
	料 金 区 分	グリーンフィー					
	新	平 日					
		土 曜 日					
		日曜・(祝休)日					
	旧	平 日					
		土 曜 日					
		日曜・(祝休)日					
摘 要							

備考 施設概要に変更があった場合はパンフレット等、利用料金に変更があった場合は料金表を添付してください。

緑田十ノ町遊園(郷) 芝生ゴルフコース
 第41号様式(裏)

年 月分利用人員内訳書

(単位:人)

区分 日付	通常分			軽減税率利用分					非課税利用分					課税 免除 等分	備考
	非会員	会員	計	65歳以上 70歳未満	早朝	薄暮	競技会	計	18歳 未満	70歳 以上	障害者	国体	教育 活動		
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															

備考 「課税免除等」欄には、「非課税利用分」以外で、グリーンキーパーがコースの維持管理のために使用する
 場合等ゴルフ場利用税が課税されない利用行為に係る人員を記載してください。

紙四十一 町郷村のたじたの | 郷村をいえる
第41号の2 様式

ゴルフ場 (休業・再開・廃業) 届			
石川県 事務所長 様		年 月 日	
		特別徴収義務者 所在地 名 称 ⑩	
次のとおり届出します。			
ゴ ル フ 場	所 在 地	(電話 - -)	
	名 称 又 は 屋 号		
休業・再開・廃業の別		休業・再開・廃業	届出年月日
		年 月 日	
理 由			
摘 要			

- 備考 1 休業の期間が1月を超えない場合は、届出を省略して差し支えありません。
2 廃業した場合は、10日以内に登録証票を県総合(県税)事務所へ返納してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県税条例施行規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお部分の間、所定の調整をうけて使用することができる。

訓 令

石川県訓令第6号

総 務 部 税 務 課
県 総 合 事 務 所
県 税 事 務 所

石川県税事務取扱規程(昭和32年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

平成24年4月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

第20条第1項中「又は県民税利子割の納税義務者等について第十五条第一項本文の規定による事務の引継ぎをじた場合」を削る。

第86条中「第二十七條」の下に「第二十七條の二」を加え、同条第1号中「県民税及び固定資産税」を削り、同条第2号中「自動車取得税及び自動車税」を「県民税、自動車取得税、自動車税及び固定資産税」に改め、「及び」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の石川県税事務取扱規程は、平成24年4月1日から適用する。